

清初における多爾袞の漢人政策とその影響

苔 口 有 加

清朝初期において注目すべき人物の一人である睿親王多爾袞は、第三代皇帝に甥の福臨（順治帝）を擁立した後、自らは摂政王として政治の実権を握った。彼が摂政となつた直後に清は明に代わる国家として入閥を実現させており、多爾袞は清にとっての重要な転換期に政策を担つたのである。彼は入閥に伴い満洲人による漢人支配の体制を整える必要が生じる中で、漢人官僚を積極的に用い、彼らの意見を受けて漢人全体に対しても比較的の寛大な姿勢を示すなど、漢人寄りの人物であったとも見ることができるが、同時に幾つかの民族圧迫政策の実行者でもある。では、彼の漢人政策はどのような意図の下で実施され、またそれは清の支配体制にどのような影響を与えたのだろうか。

まず漢人の反清感情を押さえるための、彼らに対する優遇的政策の一つである賦税の免除についてであるが、それに関する政策はどのようない意図の下で実施され、またそれは清の支配体制にどのような影響を与えたのだろうか。

では、知識人階級を対象とした優遇策である、漢人官僚の積極的な任用についてはどうだろうか。これにはまず、旧明の官僚に対する原官での任用を認めた点に特徴がある。清は入閥以前から明に倣つた行政機構の整備を進めており、その過程で既に清に降つていた漢人を用いている。しかし入閥後の任用では、帰順する全ての官に対し、たとえ前朝において罪を犯して罷免されていた者であつても受け入れるなど、入閥以前に比べ一層の寛大な扱いが取られている。更に、入閥から間を置かず考試の再開を許可していることも、漢人知識人階級を清朝下に取り込むことを重視する姿勢の表れである。

しかし、寛大な態度で広く漢人を用いた政策は「邪正兼収」と同時に、この問題に対処する官の不正についても厳しい態度を示している。だがその実際的な効果としては、戦乱による田地や人口等の変動に対する調査が不十分であったため、不正の官の横行を許すこ

となるという弊害も生じさせている。又、明朝の官僚であつた者を広く取り込んだことは同時に、明朝内に存在し問題となつた党争もそのまま引き継ぐことであつた。この状況は、漢人官僚吳之榮によつて「明朝時各官俱私立有党、首則有東林一党、次則有西党、…自今臣恐各官私党尚在」と述べられている。ではこうした結党による内部抗争に対してもどのような対応が示されているのか。例えば、順治二年八月に起つた大学士馮銓に対する弾劾事件では、全く根拠のない訴えではないにも関わらず、訴えた側の九名に非があるとする判断を下し、しかもその九名に対する処分もあいまいなままで終わつてゐる。これは内部抗争を禁じる上でも特に、漢人が党を組んで活動を起こすことに対する抑制が強かつたためであり、多爾袞自身がその漢人内部の党争に関するいずれかの党派のみを優遇してはいたということではない。

これは彼が重用した漢人の中に、入闈以前に帰順して清の入闘に貢献した者、或いは流賊に降つた後帰順した者、更に北人、南人等様々な存在が見られる点にも示されてゐる。

しかしこのように、任用の範囲は出身背景がどのようなものかに関わりなく広いものではあつたが、彼らの発言に対する規制はどうか。これには多爾袞の権力独占の問題と、満洲本来の合議制政治体制とが影響している。つまり、順治帝即位によつて多爾

袞が攝政の地位を得たものの、この時点では共に補政王として同様の立場に立つた鄭親王濟爾哈朗、更に太宗の長子としてその後継者と目されていた肅親王豪格を中心とする宗室諸王の存在があつた。そして六部それぞれに、それを管理する諸王が置かれていることなどもあり、権力の分散傾向があつたと言える。そこで多爾袞が自らへ権力を集中させるためには、諸王の力を弱めた新たな政治構造を築く必要があつたのである。そのため諸王の六部管理を廃止する決定を下し、逆に漢人の大量な導入を図つたと考えられる。しかしこれらの措置は、ほぼ多爾袞の独断で決定されたため、多爾袞の死後一転して諸王の権力回復の動きが現れ、反対に漢人官僚の発言力の弱まりも引き起こされている。

以上のように、多爾袞はその漢人政策の実施の上で、優遇的な政策を示し清の支配体制の安定化を図りはしたが、一方では満洲主体の立場に変わりはなく、また漢人官僚を自らの権力強化の手段として重用し、急激な改革を実行した。だがこのことが諸王を中心とする満洲人貴族層の反発を招き、彼の死後はその反動から漢人の活動が後退する結果につながつたのである。しかし結局、この時期に多数の漢人を取り入れて官僚機構を整える体制が取られたことが、その後の指向性を定めているとも言えるだろう。